

11月は  
「高齢者虐待  
防止推進月間」  
です

高齢者虐待には、身体的虐待、心理的虐待、経済的虐待、性的虐待、世話の放棄・放任の5つの種類があります。高齢者虐待を防ぐためには、地域の方が高齢者や介護している家庭を優しく見守り、地域から孤立させないことが大切です。高齢者虐待は、あなたの身近にも起こりうる問題です。皆さんの力で高齢者虐待を防ぎましょう。

## 見逃さないで！<sup>ささい</sup>高齢者虐待のサイン

高齢者虐待のサインは些細なものかもしれませんが、重要な情報です。高齢者虐待は、虐待している人もされている人にも自覚がない場合があります。少しでも「おかしいな」と感じたら、お住まいの地区の地域包括支援センターへご相談ください。情報提供いただいた方の秘密は守られますので、皆さんのご協力をお願いします。

|      |                                                                                                                                                                                              |  |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 暮らし  | <input type="checkbox"/> 衣類が汚れたままになっている<br><input type="checkbox"/> ごみがあふれている<br><input type="checkbox"/> 電気、ガス、電話が止められている<br><input type="checkbox"/> 本人が「施設に入れてくれ」「生きていても仕方がない」などと発言する     |  |
| 家族   | <input type="checkbox"/> 家庭内でけんかが絶えない<br><input type="checkbox"/> 家族が高齢者に暴言や暴力を振るう<br><input type="checkbox"/> 介護者が疲弊している                                                                    |  |
| 身体   | <input type="checkbox"/> 顔色が悪く体調不良がうかがえるが、病院へ行っていない<br><input type="checkbox"/> 食事を取っていないと訴えたり、痩せすぎたりしている<br><input type="checkbox"/> 自由に外出できない<br><input type="checkbox"/> 顔や手足に内出血や傷が頻繁にある |  |
| 経済状況 | <input type="checkbox"/> 「通帳や印鑑がなくなった」「年金がない」などと発言する<br><input type="checkbox"/> 必要な介護サービスなどを使っていない<br><input type="checkbox"/> 資産と日常生活に大きな落差がある                                             |  |

### 相談窓口

▽「東海中学校区にお住まいの方」は…  
**北部地域包括支援センター**  
(総合福祉センター「絆」内 ☎212-7785)

▽「東海南中学校区にお住まいの方」は…  
**南部地域包括支援センター**  
(特別養護老人ホーム オークス東海内 ☎352-2867)

▽高齢者施設内の虐待に関することは…  
**保険課介護保険担当**  
(☎282-1711 内線1162)

### 権利を守るために活用できる制度

【成年後見制度】認知症や知的・精神障がいなどの理由により、判断能力が低下した本人に代わり、成年後見人が預貯金の管理や介護保険サービス等の契約を行うことにより、被成年後見人の権利を守ります。

【日常生活自立支援事業】判断能力が不十分な方が地域において自立した生活を送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助を行います。

【問い合わせ】総合相談支援課地域包括担当(総合福祉センター「絆」内 ☎287-2525)



### 高齢者虐待が疑われるときは…

## ショートステイで一時的に保護します

村では、虐待を受けている高齢者を一時的に保護するために、ショートステイ(短期入所)を利用できるよう、複数の施設と契約を結んでいます(ショートステイ事業)。高齢者の虐待に気付いた場合は、速やかにご相談ください。

**対象**▼おおむね65歳以上の高齢者で、次のいずれかに該当する方

▽虐待や放置等によって、介護保険サービスを受けることができない

▽認知症その他の理由により意思能力が乏しいため、在宅で日常生活を送ることが困難で、本人を代理する家族等がいない

**利用期間**▼介護保険に規定する給付と合わせて30日まで

**自己負担額**▼利用料の1割(9割は村負担)と部屋代・食事代等



### 介護に悩んでいませんか？

高齢者虐待では、高齢者の生命と尊厳を守る事が最優先ですが、虐待が生じる際は、介護の協力者や相談相手がおらず「孤独な介護」を行っているなど、虐待する側も支援を必要としている場合があります。介護でお悩みの方は、一人で悩まずに、ぜひご相談ください。

### 地域で支援が必要と思われる高齢者はいませんか？

大きな問題が発生する前に高齢者を守るためには、地域住民皆さんからの情報が不可欠です。些細なことでも気付いた方は、情報をお寄せください。

【問い合わせ】地域福祉課高齢支援担当(☎282-1711 内線1135)